

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税・特別土地保 有税、地方消費税）</div>	
要望 項目名	介護保険法の改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>現在の介護保険制度において非課税等の優遇措置を講じているもの等について、見直し後の制度においても引き続き同様の措置を講じられるよう、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討し、その結果を踏まえ所要の税制措置を講ずる。また、見直しの結果を踏まえ、見直し後の介護保険制度において必要な税制措置について所要の税制措置を講じる。</li> <li>・ 特例措置の内容</li> <li>現在のところ未定（今秋以降の社会保障審議会介護保険部会において議論）である。</li> </ul>	
関係条文	〔 〕	
減収 見込額	[初年度]     —     (     —     )     [平年度]     —     (     —     ) [改正増減収額]                                   —   (単位：百万円)	
要望理由	(1) 政策目的 介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを包括的に継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指す。  (2) 施策の必要性 現行の介護保険制度において措置されている税制上の優遇措置等について、見直し後の制度に引き継がれなかった場合、介護サービス事業者や利用者に多大な混乱が生じることとなるため、見直し後の制度においても、引き続き同様の措置が不可欠である。	
本要望に 対応する 縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅹ 「高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること」 施策大目標Ⅹ-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 施策目標Ⅹ-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	介護保険制度改正に伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	介護保険給付の対象となる社会福祉事業の用に供する固定資産に係る所得税、都市計画税非課税措置 居宅サービス等の消費税非課税措置 等
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	介護保険制度の改正による税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えられる。 また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
	ページ	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	介護保険制度に係る税制優遇については、今回同様、法改正に合わせて平成 18 年度、平成 24 年度等に非課税措置の維持の税制要望を行った。